



電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング

日本放送協会
平成26年9月8日

周波数オークションに対する基本的な考え



NHKは、放送法により設立された公共放送として、公共の福祉のため、あまねく日本全国に、豊かで、良い放送番組を届けることと、放送の進歩発達に必要な業務を行う使命を有する。

- 公共放送の業務遂行に必要な周波数
 - － 放送法に定められた公共放送事業の遂行のためには、放送用周波数を安定的かつ継続的に使用できる事が前提
- ＜現行制度での周波数の確保について＞
- 放送法において、NHKが実施すべき放送の種類を法定
 - 「基幹放送普及計画」において、NHKの放送系の数の目標を指定
 - それを踏まえ、「基幹放送用周波数使用計画」において、放送対象地域ごとに、NHKの使用すべき周波数を指定

公共放送NHKの放送用の周波数をオークション制度の対象とすることは、なじまないと考える。

- 公共放送として、
災害の場合に迅速かつ的確な情報を提供することは、
NHKに期待される極めて重要な役割と認識。
 - 災害対策基本法で、指定公共機関に指定

- 災害は、いつ、どこで発生するか、予測できない。
公共放送としての災害報道の基本は、
発生現場から、映像と音声によって災害の状況を伝え、
国民の生命・財産を守ることに貢献すること。
 - 災害報道に当たって、現場の情報を確実に伝送するため、電波を用いることは、最も有効であり、必要不可欠。

放送事業用周波数についても、放送法に定められた公共放送事業を遂行する上で必要不可欠なものであり、オークション制度になじまないと考える。

<参考>いかなる災害時にも対応できる機能強化への取り組み

- 首都直下地震や首都圏大停電に備え、本部バックアップ機能を大阪局等に整備
- 首都圏周辺における取材、伝送拠点を分散配置

